（証券コード：8601）
平成18年５月31日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目６番４号
株式会社 大和証券グループ本社
執行役社長　鈴　木　茂　晴

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

また、本株主総会の議決権は電磁的方法（インターネット等）を通じて行使することもできます。インターネットを通じて行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードにより、当社議決権行使ウェブサイト（http://www.webdk.net/）にアクセスされ、後記の参考書類をご検討賜り、画面の案内にしたがって賛否をご投票くださいますようお願い申しあげます。　敬具

記

１．日　時　平成18年６月24日（土曜日）午前10時

２．場　所　東京都千代田区紀尾井町１番２号
赤坂プリンスホテル　五色の間

開催場所が昨年までと異なっておりますので、最終ページの会場案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

※　株主総会終了後に講演会を開催いたしますので同封の「株主様向け講演会開催のご案内」をご参照の上、併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。

3．会議の目的事項

報告事項

1．第69期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容並びに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け内容報告の件

2．第69期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）連結貸借対照表、連結損益計算書並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

3．第69期利益処分の内容及び理由等報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役13名選任の件

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

なお、招集通知に添付すべき計算書類、連結計算書類及び監査報告書謄本は別添の「第69期報告書」に記載のとおりであります。

4．議決権行使についてのご案内

議決権を書面又は電磁的方法で行使される場合には、本招集ご通知28ページ以下の「株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について」をご高覧のうえ、議決権をご行使ください。

5．株主様へのお知らせ方法

本招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daiwa.jp/ir/shareholders/shareholders_04.cfm）に掲載いたします。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。また、その際には代理権を証明する委任状に加え、代理人ご本人の議決権行使書用紙が必要となります。なお、代理人は１名とさせていただきます。

◎　議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

◎　管理信託銀行等の名義株主（常任代理人様を含みます。）様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

1．議決権を行使することができる株主の議決権の数

1,311,619個

2．議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

⑴　変更の理由

①　会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

・株主の皆様に対し、株主総会に当たっての情報の開示方法を多様化することができるよう、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

・取締役会を機動的に運営するため、取締役の書面又は電磁的記録による意思表示に基づき取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、変更案第25条（取締役会の決議方法）に第２項を新設するものであります。

・株主の皆様に対し、配当を機動的に実施することができるよう、変更案第45条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行により現行定款中に定めがあるものとみなされた事項を反映して、変更案第６条、第19条及び第39条を新設するとともに、現行第10条（変更案第11条）及び現行第41条（変更案第44条）につき所要の変更をいたします。

・上記のほか、単元未満株式についての権利の明確化（変更案第８条）など全般に亘って所要の規定変更を行うものであります。

②　「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年２月１日に施行され、電子公告制度の認知度が高まっていることから、公告閲覧の利便性の向上や公告費用の削減等に鑑み、当社の公告を電子公告により行うことと改め、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります（変更案第４条）。

⑵　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分）

現　　行	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社大和証券グループ本社と称する。	第１条　（現行どおり）
2　英文では、Daiwa Securities Group Inc.とする。	2　（現行どおり）

現　　行	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 ⑴　証券取引法に規定する証券業 ⑵　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業 ⑶　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務 ⑷　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務 ⑸　前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務 ⑹　内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務 ⑺　コンピュータによる計算業務の受託に係る業務 ⑻　ソフトウェアの開発及び販売に係る業務 ⑼　不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務 ⑽　信託業法に規定する信託業 ⑾　生命保険の募集及び損害保険代理店業務 ⑿　証券事務処理に係る業務 ⒀　出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務 ⒁　教育・文化に係る業務 ２　当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる。	（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 （⑴から⒁まで現行どおり） ２　　（現行どおり）

現　　行	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第３条　（現行どおり）
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
（委員会等設置会社） 第５条　当会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）に規定する、委員会等設置会社として、同法第２章第４節の特例の適用を受ける。	（削　る）
第２章　株式	第２章　株式
（会社の発行する株式の総数） 第６条　当会社の発行する株式の総数は、40億株とする。ただし、株式の消却があった場合、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、40億株とする。
（自己株式の取得） 第７条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	（削　る）
（新　設）	（株券の発行） 第６条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の１単元の株式の数は、1,000株とする。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。

現　　行	変　更　案
2　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	2　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。
	（単元未満株式についての権利）
（新　設）	第８条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	⑴　単元未満株式の買取請求権その他の会社法第189条第２項各号に掲げる権利
	⑵　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
	⑶　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
	⑷　次条に定める請求をする権利
	（単元未満株式の買増請求）
（新　設）	第９条　単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。
（株式取扱規程）	（株式取扱規程）
第９条　当会社の株券の種類、株式の名義書換その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。	第10条　当会社の株式に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。
（名義書換代理人）	（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

現　　行	変　更　案
（新　設）	2　株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
2　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。	3　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。
3　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、執行役が選定し、これを公告する。	4　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役が定め、これを公告する。
（氏名、住所、印鑑等の届出）	（氏名、住所、印鑑等の届出）
第11条　株主（実質株主を含む。以下同じ。）及び株主名簿に記載又は記録された質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。	第12条　株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。
2　前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届出なければならない。	2　前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届け出なければならない。
3　前２項の事項に変更を生じたときも、同様とする。	3　（現行どおり）
（単元未満株式の買増請求）	
第12条　単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。	（削　る）
（基準日）	
第13条　当会社は、毎年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	（削　る）

現　　行	変　更　案
2　前項のほか、必要ある場合には、執行役の決定により、一定の日時を定めてこれを公告し、その時における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とすることができる。	
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（定時総会及び臨時総会）	（定時株主総会及び臨時株主総会）
第14条　定時株主総会は、毎決算日の翌日から３月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。	第13条　定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。
	（定時株主総会の基準日）
（新　設）	第14条　当会社は、毎年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
（議長）	（議長）
第15条　株主総会は、取締役会の決議をもって執行役社長がこれを招集し、その議長となる。	第15条　株主総会は、取締役会の決議により執行役社長を務める取締役がこれを招集し、その議長となる。
2　執行役社長を欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役がこれに当る。	2　執行役社長を務める取締役を欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。
	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
（新　設）	第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現　　行	変　更　案
（決議方法） 第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2　商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。	（株主総会の決議方法） 第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第17条　株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主総会において議決権を行使することができる他の株主に限るものとする。	（議決権の代理行使） 第18条　株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主総会において議決権を行使することができる他の株主１名に限るものとする。
（総会の議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び執行役がこれに記名捺印するものとする。	（削　る）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（新　設）	（取締役会の設置） 第19条　当会社は、取締役会を置く。
（員数） 第19条　当会社の取締役は、20名以内とする。 2　前項の取締役のうち２名以上は、社外取締役（商法第188条第２項第７号ノ２に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。	（取締役の員数） 第20条　（現行どおり） （削　る）

現　　行	変　更　案
（選任方法）	（取締役の選任）
第20条　取締役は、株主総会において選任する。	第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2　前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3　（現行どおり）
（任期）	（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（取締役会長及び副会長）	（取締役会長及び副会長）
第22条　取締役会の決議をもって取締役中から取締役会長1名を定める。また、取締役会決議をもって取締役副会長若干名を定めることができる。	第23条　取締役会の決議によって取締役の中から取締役会長1名を選定する。また、取締役会決議によって取締役の中から取締役副会長若干名を選定することができる。
（取締役会の招集）	（取締役会の招集）
第23条　取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条　（現行どおり）
2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	2　（現行どおり）
（取締役会の決議方法）	（取締役会の決議方法）
第24条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。	第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　　行	変　更　案
（新　設）	2　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印するものとする。	（削　る）
（取締役会規則） 第26条　取締役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。	（取締役会規則） 第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。
（報酬） 第27条　取締役の報酬は、報酬委員会の決議をもって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、商法特例法第21条の17第４項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第１項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2　当会社は、商法特例法第21条の17第５項で準用する商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、商法特例法第21条の17第１項の行為による責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額とする。	2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額とする。

現　　行	変　更　案
（各委員会の設置）	（各委員会の設置）
第29条　当会社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を設置する。	第29条　当会社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を置く。
2　各委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役であって当会社の執行役でない者とする。また、監査委員会を組織する取締役は、当会社もしくはその子会社（商法特例法第1条の2第4項にいう連結子会社を含む。）の執行役もしくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼務することができない。	2　各委員会は、委員3名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。また、監査委員会の委員は、当会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。
3　各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議をもって定める。	3　各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
（各委員会の権限）	
第30条　指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。	（削　る）
2　監査委員会は、次に掲げる事項のほか、法令に定める権限を行う。	
⑴　取締役及び執行役の職務の執行の監査	
⑵　株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定	
3　報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。	
（各委員会に関するその他の事項）	（各委員会に関するその他の事項）
第31条　各委員会の権限及び運営に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会又は各委員会の決議により定める取締役会規則及び各委員会規則による。	第30条　各委員会の権限及び運営に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は各委員会の決議により定める取締役会規則及び各委員会規程による。

現　　行	変　更　案
第５章　執行役	第５章　執行役
（定員）	（執行役の員数）
第32条　当会社の執行役は、30名以内とする。	第31条　（現行どおり）
（執行役の選任及び解任）	（執行役の選任及び解任）
第33条　執行役の選任及び解任は、取締役会の決議をもって行う。	第32条　執行役の選任及び解任は、取締役会の決議によって行う。
（執行役相互の関係）	（執行役相互の関係）
第34条　執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会の決議により定める。	第33条　執行役が２名以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項は、取締役会の決議により定める。
（執行役の任期）	（執行役の任期）
第35条　執行役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。	第34条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
（代表執行役）	（代表執行役）
第36条　当会社を代表する執行役は、取締役会の決議をもって定める。	第35条　当会社を代表する執行役は、取締役会の決議によって選定する。
（役付執行役）	（役付執行役）
第37条　取締役会の決議をもって執行役の中から社長１名を定める。また、取締役会の決議をもって執行役の中から副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。	第36条　取締役会の決議によって執行役の中から社長１名を選定する。また、取締役会の決議によって執行役の中から副社長、専務及び常務各若干名を選定することができる。
（報酬）	（執行役の報酬等）
第38条　執行役の報酬は、報酬委員会の決議をもって定める。	第37条　執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。
（新　設）	２　執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

現　　行	変　更　案
（執行役の責任免除） 第39条　当会社は、商法特例法第21条の17第６項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第１項に基づく執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（執行役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
（新　設）	第６章　会計監査人 （会計監査人の設置） 第39条　当会社は、会計監査人を置く。
（新　設）	（会計監査人の選任） 第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。
第６章　計算 （営業年度） 第40条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第７章　計算 （事業年度） 第43条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

現　　行	変　更　案
（利益処分）	（剰余金の配当等）
第41条　当会社の利益金は、法令の定めに従い、株主総会又は取締役会の決議をもって処分する。	第44条　当会社の剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
（配当金の支払）	（剰余金の配当の基準日）
第42条　当会社の利益配当金は、毎決算日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し支払うものとする。	第45条　当会社の期末配当は、毎年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。
（新　設）	２　当会社の中間配当は、毎年９月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。
（新　設）	３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当）	
第43条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。	（削　る）
（配当金の除斥期間）	（配当金の除斥期間）
第44条　利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から５年以内に受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。	第46条　剰余金の配当としての金銭が、支払開始の日から５年以内に受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第２号議案　取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであり、このうち、川上哲郎氏、安田隆二氏、北島敬介氏及び宇野紘一氏は、会社法（平成17年法律第86号）第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	原（はら）　良也（よしなり） （昭和18年４月３日生）	昭和42年４月　当社入社 昭和63年８月　当社法人営業第三部長 平成３年６月　当社取締役　事業法人営業副本部長 平成７年９月　当社常務取締役　法人副本部長 平成９年９月　当社代表取締役常務取締役　エクイティ本部長 平成９年10月　当社代表取締役社長 平成11年４月　当社代表取締役社長　最高執行役員 大和証券㈱代表取締役社長 平成16年６月　同社取締役を退任 当社取締役会長兼執行役（現任）	106,000株
2	清田（きよた）　瞭（あきら） （昭和20年５月６日生）	昭和44年４月　当社入社 平成２年７月　当社債券部長兼債券トレーディング室長 平成６年６月　当社取締役　営業副本部長 平成９年６月　当社常務取締役　債券・資金本部長兼金融派生商品部担当 平成９年９月　当社代表取締役常務取締役　債券・資金本部長兼金融派生商品部担当 平成９年10月　当社代表取締役副社長 平成11年４月　当社取締役を退任 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）代表取締役社長 平成16年６月　同社取締役を退任 当社取締役副会長兼執行役（現任）	88,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
3	鈴木茂晴（すずきしげはる） （昭和22年４月17日生）	昭和46年４月　当社入社 平成３年７月　当社引受第一部長 平成９年６月　当社取締役　事業法人本部担当 平成10年６月　当社常務取締役　インベストメント・バンキング本部長 平成11年６月　当社常務取締役執行役員　経営企画グループ担当 平成13年６月　当社専務取締役執行役員　経営企画・ＩＲ・広報担当 平成14年５月　当社取締役を退任 平成14年６月　大和証券エスエムビーシー㈱専務取締役　投資銀行本部長 平成15年６月　同社代表取締役専務取締役　投資銀行本部長兼法人企画担当 平成16年６月　同社取締役を退任 当社取締役兼代表執行役社長　最高経営責任者（ＣＥＯ）兼リテール部門担当（現任） 大和証券㈱代表取締役社長（現任）	41,000株
4	斎藤辰栄（さいとうたつえい） （昭和23年１月23日生）	昭和46年４月　当社入社 平成５年２月　当社金融法人営業第一部長 平成８年６月　当社取締役　金融法人営業第一部長 平成10年６月　当社常務取締役　法人本部 金融・公共法人担当兼年金部担当 平成11年４月　当社取締役を退任 大和証券㈱常務取締役　経営管理担当兼商品担当 平成13年６月　同社専務取締役　企画担当兼管理担当兼マスマーケティング担当 平成15年５月　同社取締役を退任 平成15年６月　当社代表取締役専務取締役執行役員 大和証券グループ統括兼経営企画・システム企画担当 平成16年５月　当社代表取締役専務取締役執行役員 平成16年６月　当社取締役兼代表執行役副社長　最高執行責任者（ＣＯＯ）兼ホールセール部門担当（現任） 大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役社長（現任）	63,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	前（まえ）　哲夫（てつお） （昭和20年７月25日生）	昭和44年４月　当社入社 平成３年２月　当社事業法人営業第一部長 平成８年６月　当社取締役　事業法人営業本部長 平成10年６月　当社常務取締役　業務管理本部長兼業務管理企画部長 平成11年４月　当社取締役を退任 大和証券㈱常務取締役　首都圏地域担当 平成12年６月　同社専務取締役　法人担当 平成14年６月　同社専務取締役　営業本部長 平成15年６月　同社代表取締役副社長（現任） 平成16年６月　当社取締役兼執行役副社長　リテール部門副担当（現任）	20,000株
6	日比野（ひびの）　隆司（たかし） （昭和30年９月27日生）	昭和54年４月　当社入社 平成11年４月　当社経営企画部長 平成14年６月　当社を退職 大和証券エスエムビーシー㈱執行役員 平成16年５月　同社執行役員を退任 当社常務執行役員　経営企画・人事・法務・秘書担当兼人事部長 平成16年６月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当・法務担当　秘書室・人事部・経営企画部・法務部管轄兼人事部長 平成16年７月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当・法務担当　人事部・経営企画部・法務部・広報部管轄 平成17年４月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当 人事部・経営企画部管轄 平成17年10月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当 人事部・経営企画部・移転業務統括室管轄（現任）	35,090株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7	林部健治（はやしべけんじ） （昭和25年５月20日生）	昭和49年４月　当社入社 平成８年２月　当社事業法人第六部長 平成10年６月　当社取締役　経営企画本部担当 平成11年４月　当社取締役を退任 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）執行役員 平成14年５月　同社執行役員を退任 平成14年６月　当社取締役執行役員　経営企画・広報ＩＲ担当 平成15年６月　当社取締役執行役員　コーポレート・ブランド担当兼秘書・法務・事務管理・企業倫理・社会貢献担当 ㈱大和カードサービス代表取締役社長 平成16年５月　当社取締役執行役員 平成16年６月　㈱大和カードサービス取締役を退任 当社取締役（現任）	18,000株
8	川上哲郎（かわかみてつろう） （昭和３年８月３日生）	昭和27年４月　住友電気工業㈱入社 昭和50年５月　同社取締役 昭和53年６月　同社常務取締役 昭和55年６月　同社代表取締役専務取締役 昭和57年６月　同社代表取締役社長 平成３年６月　同社代表取締役会長 平成10年６月　当社監査役 平成11年６月　住友電気工業㈱相談役（現任） 平成14年６月　当社監査役を退任 当社取締役（現任）	12,593株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
9	安田 隆二（やすだ りゅうじ） （昭和21年4月28日生）	昭和51年7月　モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー、ＮＹ（現J.P.モルガン・チェース）入社 インベストメント・リサーチ・オフィサー 昭和54年1月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 （昭和61年パートナー、平成3年ディレクター） 平成8年7月　A.T.カーニー　アジア総代表、経営会議メンバー 平成14年4月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成14年5月　A.T.カーニー極東アジア会長 平成15年5月　同社極東アジア会長を退任 平成15年6月　当社取締役（現任） ㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長（現任） 平成16年4月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）	14,000株
10	北島 敬介（きたじま けいすけ） （昭和11年11月27日生）	昭和36年4月　任　検事 平成5年7月　東京地方検察庁検事正 平成6年11月　最高検察庁公安部長 平成7年8月　次長検事 平成9年12月　東京高等検察庁検事長 平成10年6月　検事総長 平成13年7月　検事総長を退官 平成13年9月　弁護士（現在） 平成16年6月　当社取締役（現任）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
11	宇野紘一（うのこういち） （昭和17年1月5日生）	昭和42年9月　アーサーアンダーセンアンドカンパニー東京事務所入社 昭和51年8月　アーサーアンダーセンアンドカンパニーロンドン事務所 昭和52年10月　アーサーアンダーセンアンドカンパニー東京事務所帰任 昭和54年9月　同所税務部門パートナー 昭和56年9月　同所（宇野紘一税理士事務所）代表パートナー 平成12年8月　アーサーアンダーセンアンドカンパニーを退職 CPA UNO OFFICE設立（現在） 平成12年9月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師 平成16年6月　当社取締役（現任） 平成16年9月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師を退任	17,000株
12	吉留真（よしどめしん） （昭和26年9月29日生）	昭和49年4月　当社入社 平成9年2月　当社大阪支店事業法人第一部長 平成11年4月　当社を退職 大和証券㈱横浜支店長 平成12年2月　同社を退職 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）名古屋副支店長 平成13年6月　同社執行役員　名古屋支店担当兼名古屋支店長 平成16年5月　同社常務執行役員　事業法人上席担当兼事業法人営業担当 平成16年6月　同社常務取締役　事業法人上席担当兼事業法人営業担当 平成17年4月　同社常務取締役　事業法人上席担当兼法人企画上席担当兼法人営業担当 平成17年6月　同社常務取締役　事業法人上席担当兼法人営業担当 平成18年4月　同社代表取締役専務取締役（現任） 当社専務執行役　ホールセール部門副担当（現任）	13,180株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
13	岩本信之（いわもとのぶゆき） （昭和31年６月14日生）	昭和55年４月　当社入社 平成11年４月　当社を退職 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱） 平成13年４月　同社国際金融部長 平成17年４月　同社を退職 当社執行役　最高財務責任者（CFO）・企画副担当　経営企画部・ＩＲ室・財務部管轄 平成17年10月　当社執行役　最高財務責任者（CFO）・企画副担当　経営企画部・移転業務統括室・ＩＲ室・財務部管轄（現任）	17,000株

（注）当社は、大和証券エスエムビーシー株式会社に対し、長期貸付等を行っております。

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法（平成17年法律第86号）第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で、下記２．及び３．に定める２種類の新株予約権を無償で発行しようとするものであります。

一方は、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び執行役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を１株当たり１円とするもの（以下、「新株予約権Ⅰ」といいます。）であります。なお、当社の取締役及び執行役に対して「新株予約権Ⅰ」を発行することについては、本総会後に開催される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容として会社法第409条第３項第１号及び第３号に定める事項を決定することを条件といたします。

他方は、当社及び当社関係会社の使用人、並びに上記「新株予約権Ⅰ」の付与対象者とならない当社関係会社の取締役及び執行役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を新株予約権を割り当てる日における当社普通株式の時価を基準に決定することとして発行するもの（以下、「新株予約権Ⅱ」といいます。）であります。

なお、上記の「新株予約権Ⅰ」及び「新株予約権Ⅱ」は、当社の社外取締役に対する発行は行いません。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容、払込金額及び数の上限

⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の数の上限

下記⑶に定める内容の新株予約権400個を上限とする。このうち、当社の取締役及び執行役以外の者に対して発行する新株予約権は300個を上限とする。

なお、「新株予約権Ⅰ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式40万株を上限とし、下記⑶①により「新株予約権Ⅰ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅰ」の上限数を乗じた数とする。

⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の払込金額

「新株予約権Ⅰ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容

①　「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類及び数

「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅰ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、株主総会における決議の日（以下、「決議

日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅰ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額

各「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅰ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③ 「新株予約権Ⅰ」の行使期間

平成18年７月１日から平成39年６月23日までの範囲内で、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める期間とする。

④ 「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

１） 「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２） 「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１）記載の資本金等増加限度額から上記１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「新株予約権Ⅰ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「新株予約権Ⅰ」の行使の条件

１） 各「新株予約権Ⅰ」の一部行使はできないものとする。

２） 「新株予約権Ⅰ」の権利者が、当社及び当社子会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から、「新株予約権Ⅰ」を行使できるものとする。

３） 上記２）にかかわらず、「新株予約権Ⅰ」の行使期間の末日の30日前の日より、他の行使の条件に従い、「新株予約権Ⅰ」を行使できるものとする。

４） その他の行使の条件は、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとする。

⑦ 「新株予約権Ⅰ」の取得条項

当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める事由に基づき権利を喪失した場合には、当社は「新株予約権Ⅰ」を無償で取得することができる。

⑧ １株に満たない端数の処理

「新株予約権Ⅰ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満

たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容、払込金額及び数の上限

⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の数の上限

下記⑶に定める内容の新株予約権2,600個を上限とする。

なお、「新株予約権Ⅱ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式260万株を上限とし、下記⑶①により「新株予約権Ⅱ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅱ」の上限数を乗じた数とする。

⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の払込金額

「新株予約権Ⅱ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容

①　「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類及び数

「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅱ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅱ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

②　「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額

各「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅱ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、「新株予約権Ⅱ」を割り当てる日（以下、この項において「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の

発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③　「新株予約権Ⅱ」の行使期間

平成23年７月１日から平成28年６月23日までの範囲内で、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める期間とする。

④　「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

１）　「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２）　「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１）記載の資本金等増加限度額から上記１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤　「新株予約権Ⅱ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ⅱ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥　「新株予約権Ⅱ」の行使の条件

１）　各「新株予約権Ⅱ」の一部行使はできないものとする。

２）　その他の行使の条件は、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとする。

⑦　「新株予約権Ⅱ」の取得条項

「新株予約権Ⅱ」の権利者が、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める事由に基づき権利を喪失した場合には、当社は「新株予約権Ⅱ」を無償で取得することができる。

⑧　１株に満たない端数の処理

「新株予約権Ⅱ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

（ご参考）
本総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員、並びに執行役を以下のとおり選任する予定であります。

1．指名委員会（5名）、監査委員会（3名）、報酬委員会（5名）

指名委員会	原　良也（委員長）
	鈴木茂晴
	川上哲郎
	安田隆二
	北島敬介
監査委員会	林部健治（委員長）
	北島敬介
	宇野紘一
報酬委員会	原　良也（委員長）
	鈴木茂晴
	川上哲郎
	安田隆二
	宇野紘一

2．執行役（14名）

	氏名	主な兼任及び兼職の状況
代表執行役社長（CEO）	鈴木茂晴	当社取締役 大和証券㈱代表取締役社長
代表執行役副社長（COO）	斎藤辰栄	当社取締役 大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役社長
執行役副社長	前　哲夫	当社取締役 大和証券㈱代表取締役副社長
執行役副社長	野田賢治郎	大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役副社長
執行役副社長	樋口三千人	大和証券投資信託委託㈱代表取締役社長
執行役副社長	武本嘉之	㈱大和総研代表取締役社長
専務執行役	吉留　真	当社取締役 大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役専務取締役
常務執行役	日比野隆司	当社取締役
常務執行役（CIO）	中村　明	
執行役（CFO）	岩本信之	当社取締役
執行役	若林孝俊	
執行役	横井正道	大和アメリカCorporation会長
執行役	原　良也	当社取締役会長
執行役	清田　瞭	当社取締役副会長

株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、株主総会当日にご出席願えない場合には、下記の事項をご了承の上、書面もしくはインターネットのいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申しあげます。

記

《書面による議決権行使について》

1．書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年６月23日（金曜日）17時（午後５時）までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

2．ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申しあげます。

《インターネットによる議決権行使について》

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www. webdk.net/）をご利用いただくことによってのみ可能となっております。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【当社議決権行使ウェブサイトURL】

http://www.webdk.net/

※　バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

ご利用に際し必要なシステム環境については、次ページをご覧ください。

※　議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。

2．システムメンテナンスのため、毎週月曜日午前３時から同６時までの間はインターネットによる議決権行使が不可能となりますので、ご注意ください。なお、総会前日にあたる平成18年６月23日（金曜日）に議決権を行使される場合は、17時（午後５時）までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3．書面とインターネットによって、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

4．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。

(2) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。

※ 次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること

(2) パソコンを用いて議決権行使される場合はインターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして以下のいずれかが使用できること

Microsoft® Internet Explorer 5.5 Service Pack 2以上
Netscape® 6.2以上

(3) 印刷機能を利用される場合は、Adobe® Acrobat® Reader® 4.0以上が使用できること

(4) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので一部の機種ではご利用できません。）

（MicrosoftはMicrosoft Corporationの、NetscapeはNetscape Communications Corporationの、Adobe、Acrobat ReaderはAdobe Systems Incorporatedの、米国および各国での商標または登録商標です。）

◎インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコンおよび携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

住友信託銀行
証券代行部　　専用ダイヤル
電　話　0120（186）417
（24時間受付）

(2) 上記（1）以外につきましては、下記にお問い合わせください。

住友信託銀行
証券代行部　　＜住所変更等用紙の請求＞
電　話　0120（175）417
（24時間受付）

＜その他の照会＞
電　話　0120（176）417
（平日　9：00～17：00）

以上

〔メ　　モ〕

株主総会会場ご案内図

（会　場）赤坂プリンスホテル　五色の間

東京都千代田区紀尾井町１番２号

電話（03）3234－1111

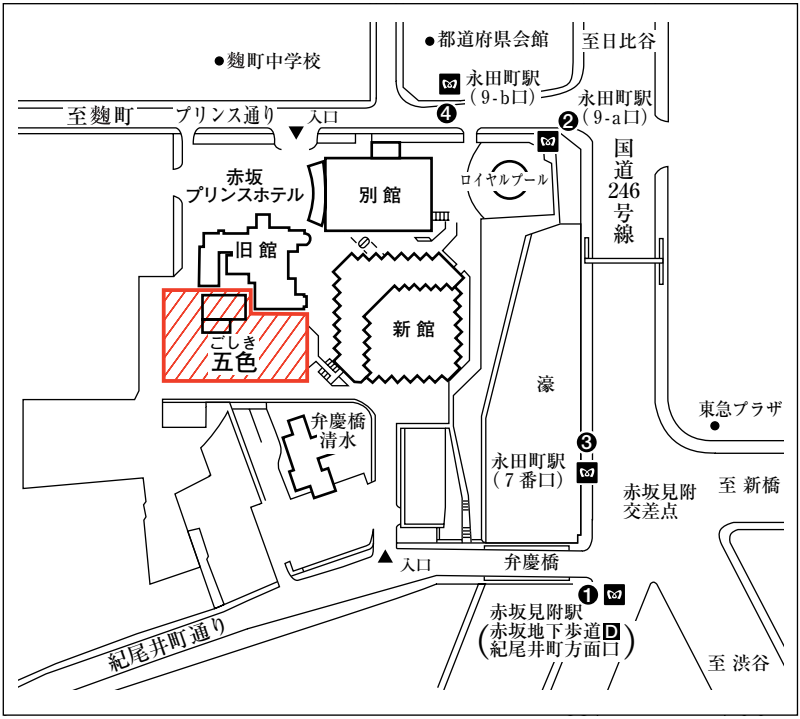

（交通のご案内）

地下鉄／❶銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅（赤坂地下歩道 D 紀尾井町方面口）から徒歩1分。

❷南北線永田町駅（9－a口）隣接。

❸半蔵門線永田町駅（7番口）から徒歩2分。

❹有楽町線永田町駅（9－b口）から徒歩1分。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています